【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成30年5月23日

【会社名】 イオン株式会社

【英訳名】 AEON CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 グループCEO 岡田 元也

【電話番号】 043(212)6042(直)

【事務連絡者氏名】 執行役 環境・社会貢献・PR・IR担当 兼

IR・SR部長 三宅 香

【電話番号】 043(212)6042(直)

【事務連絡者氏名】 執行役 環境・社会貢献・PR・IR担当 兼

IR・SR部長 三宅 香

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(注)1

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当

(発行価額の総額)

169,483,200円

(新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)

169,564,800円

- (注) 1 新株予約権証券は、平成30年5月23日開催の当社報酬委員会および当社取締役会の決議に基づき、ストック・オプション付与を目的としたイオン株式会社第16回新株予約権として発行されるものである。
 - 2 発行価額の総額および発行価額の総額に新株予約権の行 使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 は、本届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づき算 出した見込額である。
 - 3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、 新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合 および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべ き金額の合計額を合算した金額は減少する。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 イオン株式会社 東京事務所

(東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】(第16回新株予約権証券)

(1) 【募集の条件】

発行数	816個	
発行価額の総額	169,483,200円(注) (注) 本届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づく見込額である。	
発行価格	発行価格算定方法としては、以下の算式及び (2) から (7) までの基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した 1 株当たりのオプション価格に各募集新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額 (1) 円未満の端数は切り上げ)とする。 $C = e^{-\lambda t}SN(d_1) - e^{-rt}KN(d_2)$ ここで $LN\left(\frac{S}{K}\right) + \left(r - \lambda + \frac{1}{2}\sigma^2\right)t$ $\sigma\sqrt{t}$	
完 行打 叫作	$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{t}$	
	 (1) 1株当たりのオプション価格(C) (2) 株価(S): 平成30年6月21日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、前取引日の基準値段) (3) 行使価格(K): 1円 (4) 予想残存期間(t): 7.5年 (5) ボラティリティ(): 7.5年間(平成22年12月16日から平成30年6月21日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出 (6) 無リスクの利子率(r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率 (7) 配当利回り(): 直近年度の配当総額÷上記(2)で定める株価。但し、記念配当を除いて算出。 (8) 標準正規分布の累積分布関数(N(・)) (注) 平成30年6月21日に決定する予定である。 	
申込手数料	該当事項なし	
申込単位	1個	
申込期間	平成30年 6 月21日	
申込証拠金	該当事項なし	
申込取扱場所	イオン株式会社 IR・SR部(または、その時々における当該業務担当部門)とする。	
払込期日	平成30年 6 月21日	
割当日	平成30年 6 月21日	
払込取扱場所	イオン株式会社 グループ人事部(または、その時々における当該業務担当部門) とする。	

- (注) 1 本新株予約権証券は、平成30年5月23日開催の当社報酬委員会及び当社取締役会の決議に基づき発行される ものである。
 - 2 申込みの方法

新株予約権の割当を受ける者(以下「新株予約権者」という。)は、平成30年6月21日に当社との間で「新株予約権総数引受契約」を締結する。

EDINET提出書類 イオン株式会社(E03061)

有価証券届出書(参照方式)

3 新株予約権の募集は、ストック・オプションの目的をもって行うものであり、当社執行役及び当社グループ会社取締役等(以下、「執行役等」という。)に対する割当である。

当社グループ会社とは、子会社及び関連会社をいう。この場合の当社グループ会社取締役等とは、イオン株式会社執行役に準ずる対象者(取締役及び執行役)をいう。

本募集の割当ての内訳は、以下のとおりである。

当社執行役 10名(合計 447個)

当社グループ会社取締役等 18名(合計 369個)

4 払込期日及び払込取扱場所

本新株予約権は、割当日における企業会計基準第8号のストック・オプション等に関する会計基準及び企業会計基準適用指針第11号のストック・オプション等に関する会計基準の適用指針などに基づく、公正な評価額に相当する金額を執行役等報酬として執行役等に付与した上で、当該報酬との相殺の形態によりこれに相当する新株予約権を発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは行わず、上記部署が管理を行う。

(2) 【新株予約権の内容等】

7 名 2 外珠以致	並供えぬ佐の口的 しわえせず	ノナン・サーナム サーン・ボーン・エー・スティー・スティー・スティー・スティー・スティー・スティー・スティー・スティ
の数	新株予約権の目的となる株式 の種類	
なお、当社が株式分割または株式特合を行う場合、次の算式により目のらなる株式の数を関望するものとする。ただし、かな割鍵は、新株子的権の子の体の発生にない新株子的権の目的となる株式の数について行われ、割差の結果生じまずは株式物で観じていては、これを切り待てるものとする。調整後割当株式数・調整後割当株式数・調整検割当株式数・調整検割当株式数・調整検割当株式数・調整検割当株式数・調整検別とかては、これを切り持てるものとする。なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。調整後払込金額・調整を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。調整後払公金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。調整後払公金額・調整を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。調整後払公金額・調整を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。新株子的権の行使により株式を発行する場合の株式の発行信額の総額・		
式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権の日のとなる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割(または併合)の比率 本新株予約権 1個当たりの払込金額1円に、割当株式数 を乗 いた金融とする。なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の異式により1株当たりの払込金額2両の払込金額3両数は切り上げる。 調整後払込金額 = 調整前払込金額4円に、割当株式数 を乗 いた金融とする。 およ、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の異式により1株当たりの払込金額2両額と、調整を乗 いた金融とする。 およ、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の異式により1株当たりの払込金額2両額との調整との表では、1位1分割の場合の株式の第行信信的 大き物を乗 いたまがした 1位2 大き物を乗 の 1位3 大きが大き物をの 1位3 大きが大きが構む 1位3 大きが大きが構む 1位3 大きが大きが構む 1位3 大きが大きが構む 1位3 大きが大きが構む 1位3 大きが大きが構む 1位3 大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大	O D D D D D D D D D D D D D D D D D D D	
の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。調整後割当株式数 = 調整的割当株式数 × 分割(または併合)の比率 新株予約権の行使時の払込金額 本新株予約権の倒した。 なお、当社が株式の分割または株式労合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を見じる。 なお、当社が株式の分割または株式労合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を見じる。 なお、当社が株式の分割または株式労合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を関係を製した。 調整後払込金額 = 調整前払込金額 × 分割(または併合)の比率 新株予約権の行使により株式 さき、ただし、新株予約権の経済性が高いに行使が行われない場合、新株予約権の通過を受ける場合の株式の発行 (法) 上記金額は、本届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づく見込額である。ただし、新株予約権の指列を製造して持ずいない場合、新株予約権の行使により株式 を持行する場合の株式の発行 (個格及び資本組入額 1 本新株予約権の行使に関して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本前株予約権の行使に関して払い込むたを金額の総額に、行使請求に係る各本前株予約権の行使に関して払い込むたを金額の総額に、行使請求に係る各本前株予約権の行使に関して払い込むたを金額の総額に、行使請求に係る各本前株予約権の発行情能の総額を加えた額を、上記が成立の数で終した金額とする。 2 新株予約権行の数により株式を表行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 11年に従い算出される資本金等増加限度額の2分のものとする。人が、計算の結果生しる1円未満の端数は、その端数を切り上げるものとずる。の結果上に2、記載の資本金等増加限度額から上記2、に定める増加する80年では1分を収入しては、会社の第2年を含めでは、上記2、記載の資本金等増加限度額の2分のものとずる。 3 新株予約権の行使により株式を表行する場合において増加する資本金の額は、上記2、記載の資本金等増加限度額から上記2、に定める増加する資本金額はした記2・に定める場合にした場合であっても、退任日から5年以内に限って維持行使ができるものとする。。 2 新株予約権を1分にした場合であっても、退任日から5年以内に限して機が行をした場合であっても、3 新株予約権を1分にした場合であっても、1 銀紙子約権を2 は1、その第2年は1分に対した場合であっても、2 は14年が発を2 は1、その第2年は1分に対した場合を対して1分に対しまたは対して1分を表した場合できない。 3 新株予約権を3 につけては、その数金数につけては、その数金数に対する重大な違反行為があった場合を対しの別様に対する重大な違反行為があった場合を対して1分に対する1 とい取得の表さととして10 に対しる4 に対		│式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該│
調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割(または併合)の比率 新株予約権の行使時の払込金額 本新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額1円に、割当株式 数を乗じた金額とする。なお、当社が株式の分割または株式場合を行う場合、次の質式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。 調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×		時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整 の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
翻株子約権の行使時の払込金額 本新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額1円に、割当株式 数条単した金額とする。 なお、当が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額 書調整的払込金額 * 1 分割(または併合)の比率		
額 数を乗した金額とする。 なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円末満の端数は切り上げる。 調整後払込金額 = 調整前払込金額 × 1 分割(または併合)の比率 新株予約権の行便により株式 を発行する場合の株式の発行 (注)上記金額は、本届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づく見込額である。ただし、新株予約権の権利行便期間内に行使が行われない場合、新株予約権を割造を受けた者がその機材を表失しは当合及び当社が取得した新株予約権の行便により集材で多当社普通株式 1株の発行値格は、行便請求している株式の発行 (個格及び資本組入額 1 本新体予約権の行使により集材で多計を通りを設して込い込むべき金額の総額に、分階的 1 を発きが関係の行便により株式を発行する場合のおけた額を全事が未分約権の発行値を関した。1 上記余・新校主の機能の表生のは、上記3・新校・予約権の分で使により株式を表行する場合において増加する資本金等額は、全社計算規則第17条第 1項に従い第出される資本金等増加限度額の2分の1の金割とより株式を表行する場合において増加する資本金等期間を認ります。 2 新株予約権の行便により株式を表行する場合において増加する資本金の額は、全社計算規則第17条第 1項に従い第出される資本金等増加限度額の2分の1の金割とより株式を表行する場合において増加する資本金等組入上記2・記載の資本金等増加限度額から上記2・に定める増加する資本金・割板・対域の方法とは1、大の3 3 新株予約権の行便により株式を表行する場合において増加する資本金・割板・上記2・記載の資本金等増加限度額から上記2・に定める増加する資本金・割板・大部をの行便により株式を表行する場合において増加する資本金・割削する金額は、上記2・記載の資本金等増加限度額から上記2・に定める増加する資本金・割加度額が上記2・に定める増加する資本金・割加度額が上記2・に定める増加を資金を割削を上記2・に定める増加を方面を取りまることと要する日としても、ま行後等を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限する場合でできる。と本紙行のが多さるものとする。と本紙行の部が株子的権者が死亡した場合、会社の事が株子的権者が新株子的権者が新株子の権を無償で取得することができる。と述れよりを表別を表別を担けないまする目の未供を担けないまする目が生とない事がありまする目の未供を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を		
なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。 調整依払込金額 * 1 分割(または併合)の比率 1 (49) (45) (42) (42) (43) (43) (43) (43) (43) (43) (43) (43	1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
調整後払込金額 = 調整前払込金額 × 1 分割(または併合)の比率 169,564,800円(注) (注) 上記金額は、本届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づく見込額であるただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の創当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権のの場合の株式の発行。 (議) 本新株予約権の行便によりな付する当社普通株式1株の発行価格及び資本組入額 お 本新株予約権の予約性の行便によりな付する当社普通株式1株の発行価格の公資本組入額 お 本新株予約権の予約性の行便によりを付する当社普通株式1株の発行価格の公資本組入額 お 本新株予約権の予約性の行便に戻して払い込むべき金費の設備に、行便請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記新株予約権の行便により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従りは当される資本金等増加限を担います。		│ なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たり │
7分割(または併言)の氏率		の払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。
7分割(または併言)の氏率		
(注) 上記金額は、本届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づく見込額であっただし、新株予約権の制造を受けた者がその権利で無関内に行使が行われない場合、新株予約権の制造を受けた者がその権利で譲渡して場合及び当社が取得した新株子約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格とび資本組入額		分割(または併合)の比率
(注) 上記金額は、本届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づく見込額であっただし、新株予約権の制造を受けた者がその権利で無関内に行使が行われない場合、新株予約権の制造を受けた者がその権利で譲渡して場合及び当社が取得した新株子約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格とび資本組入額	■ 新株予約権の行使により株式	169,564,800円(注)
	を発行する場合の株式の発行	(注) 上記金額は、本届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づく見込額であ
# 株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行価格は、行使語 を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1回各貝の総合目 	る。ににし、新休予剤権の権利行使期間内に行使か行わればい場合、新休 - 予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新
東に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記新株予約権の自由の発行価額の総額を加えた額を、上記新株予約権の語の発行価額の総額を加えた額を、上記新株予約権の自的となる株式の数で除した金額とする。		株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
## 「「「「「「「「「「「」」」」 「「」」」 「「」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」」 「「」」」 「「」」」」 「「」」」 「「」」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」」 「「」」」 「「」」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」 「「」」」 「「」」」 「」」 「「」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」 「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「「」」 「」」 「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「」」 「「」」 「「」」 「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「 「「」 「「 「「 「「 「「 「		1 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請 -
2 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、その端数を切り上げるものとする。 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記2.記載の資本金等増加限度額から上記2.に定める増加する資本金の額を減した額とする。 新株予約権の行使請求の受付場所:イオン株式会社 IR・SR部(または、その時々における当該業務担当部門)とする。 払込取扱場所:株式会社みずほ銀行 内幸町営業部 新株予約権の行使の条件 1 新株予約権者は、権利行使時においても、執行役等の地位にあることを要する。ただし、執行役等を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 2 新株予約権行使ができるものとする。 3 新株予約権行使ができるものとする。 3 新株予約権者が死亡した場合。権利承継者が死亡した場合、権利承継者が死亡した場合、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の法定相続人のうち1名(以下、「権利承継者が死亡した場合、権利承継者の法定相続人のうち1名(以下、「権利承継者が死亡した場合、権利承継者のおにを相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。 1 新株予約権者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を無償で取得することができる。 法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合・会社の事前の許可なく、裁業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合 会社の事前の許可なく、裁業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合 会社の事前の許可なく、裁集会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合 権利承継者が所株予約権の全部または一部を取得する目の決議をして限得する。 新株予約権者が所株予約権の全部または一部を取得する目の決議をして限得する。 新株予約権の譲渡に関する事項 (代用払込みに関する事項 該当事項なし。		
は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、その端数を切り上げるものとする。		
の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、その端数を切り上げるものとする。 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記2.記載の資本金等増加限度額から上記2.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 新株予約権の行使期間		
3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記2.記載の資本金等増加限度額から上記2.に定める増加する資本金の額を減した額とする。 新株予約権の行使請求の受付場所: イオン株式会社 IR・SR部(または、その時々における当該業務担当部門)とする。 払込取扱場所とび払込取扱場所とび払込取扱場所: 株式会社みずは銀行内幸町営業部 新株予約権の行使の条件 1 新株予約権者は、権利行使時においても、執行役等の地位にあることを要する。ただし、執行役等を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 2 新株予約権をついては、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。 3 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の活定相続人のうち1名(以下、「権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続付きない。「に関リ、新株予約権を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 1 新株予約権者が死亡した場合、権利承継者の相続に対する重大な違反行為があった場合条値以上の刑に処せられた場合。会社は新株予約権を相続することができる。法令または当社の財産に対する重大な違反行為があった場合条値以上の刑に処せられた場合。会社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合権利承継者が死亡した場合新株予約権の全部または一部を取得することを承諾した場合、当社は取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する目の決議をした場合、当社は取締役会と決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得する。 新株予約権の譲渡に関する事項 が株子約権の譲渡に関する事項 該当事項なし。 組織再編成行為に伴う新株予 該当事項なし。		の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、その端数を切り上げ
額は、上記2・記載の資本金等増加限度額から上記2・に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 平成30年7月21日から平成45年7月20日まで 研株予約権の行使請求の受付 行使請求の受付場所:イオン株式会社 IR・SR部(または、その時々における当該業務担当部門)とする。 払込取扱場所:株式会社みずほ銀行 内幸町営業部 新株予約権の行使の条件 1 新株予約権者は、権利行使時においても、執行役等の地位にあることを要する。ただし、執行役等を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 2 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。。3 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下、権利承継者が死亡した場合、新株予約権を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 1 新株予約権者が、次のいずれかに該当した場合、会社は新株予約権を相続できない。 第 新株予約権者が、次のいずれかに該当した場合、会社は新株予約権を利能できない。 2 当社政の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合、会社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合、会社の事前が計算を対した場合、会社の事前の計可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを通常が死亡した場合、新株予約権名が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得する。 3 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権の譲渡に関する事項 が 大学の権者が新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。 3 新株予約権の譲渡に関する事項 3 新株予約権の譲渡に関する事項 3 新株予約権の譲渡に関する事項 3 新株予約権の譲渡に関する事項 3 新株予約権の譲渡に関する事項		
新株予約権の行使期間		額は、上記 2 .記載の資本金等増加限度額から上記 2 .に定める増加する資本
新株予約権の行使請求の受付場所:イオン株式会社 IR・SR部(または、その時々における当該業務担当部門)とする。	がサスルキの仁は即用	-
場所 取次場所及び払込取扱 払込取扱場所:株式会社みずほ銀行 内幸町営業部 新株予約権の行使の条件 1 新株予約権者は、権利行使時においても、執行役等の地位にあることを要する。ただし、執行役等を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 2 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。 3 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者和続人のうち1名(以下、「権利承継者が死亡した場合、新株予約権を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 1 新株予約権者が、次のいずれかに該当した場合、会社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。 法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合会社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合 新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき2 当社取締役会において新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき名。当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得する。当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得する。 新株予約権者及び権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。 が出職再編成行為に関する事項 該当事項なし。		
新株予約権の行使の条件 1 新株予約権者は、権利行使時においても、執行役等の地位にあることを要する。ただし、執行役等を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 2 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。 3 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 1 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合禁固以上の刑に処せられた場合会社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合権利承継者が死亡した場合新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき2当社取締役会において新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき2当社取締役会において新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき2当社取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得する。新株予約権者及び権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。該当事項なし。 組織再編成行為に伴う新株予 該当事項なし。 組織再編成行為に伴う新株予	場所、取次場所及び払込取扱	る当該業務担当部門)とする。
る。ただし、執行役等を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 2 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。 3 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下、「権利承継者が死亡した場合、新株予約権を相続することができる。がお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 1 新株予約権者が、次のいずれかに該当した場合、会社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合禁固以上の刑に処せられた場合会社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合権利承継者が死亡した場合新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき当社は取締役会において新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき当社な財締役会において新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得する。 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権者及び権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。 (円払込みに関する事項 認当事項なし。 組織再編成行為に伴う新株予 第34事項なし。	******************************	
限って権利行使ができるものとする。	新株予約権の行使の条件 	l
れを分割して行使することはできないものとする。 3 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 1 新株予約権者が、次のいずれかに該当した場合、会社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合禁固以上の刑に処せられた場合会社の爭前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合新株予約権者が死亡した場合新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき2当社取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得する。 新株予約権の譲渡に関する事項 が		限って権利行使ができるものとする。
3 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 1 新株予約権者が、次のいずれかに該当した場合、会社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合禁固以上の刑に処せられた場合会社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合権利承継者が死亡した場合新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき 2 当社取締役会において新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得する。当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得する。 新株予約権の譲渡に関する事項 大門払込みに関する事項 該当事項なし。 組織再編成行為に伴う新株予 該当事項なし。 新株予約権者が死亡した場合、会社は新株予約権者の新株できる。 「大学の権力承継者が死亡と場合、会社は新株予約権者の新株を無償で取得することを承諾した場合。 「大学の権利承継者が死亡」の表記を担保に供することはできない。 「大学の権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。 「大学の権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。 「大学の権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。」 「大学の権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。 「大学の権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。」 「大学の権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。」 「大学の権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。」 「大学の権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。」 「大学の権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。」 「大学の権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に任することはできない。」 「大学の権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保を制定している。」 「大学の権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保を制定している。 「大学の権利承権を制定している。」 「大学の権利承権を制定している。」 「大学の権利和・大学の権利和・大学の権利和・大学の権利和・大学の権利和・大学の権利和・大学の権利和・大学の権利和・大学の権利和・大学の権利和・大学の権利和・大学の権利和・大学の権利和・大学の権利和・大学の権利和・大学の権利利・大学の権利和・大学の権利利和・大学の権利和・大学の権利和・大学の権利和・大学の権利和・大学の権利和・大学の権利和・大学の権利和・大学の権利		
る。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。 自己新株予約権の取得の事由 及び取得の条件 1 新株予約権者が、次のいずれかに該当した場合、会社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。 法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合 禁固以上の刑に処せられた場合 会社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合 権利承継者が死亡した場合 新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき 2 当社取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得する。 新株予約権の譲渡に関する事 項 お井下的権者及び権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。 該当事項なし。 該当事項なし。		│3 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以 │
相続できない。 自己新株予約権の取得の事由 及び取得の条件		│ 下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を相続することができ │ ス・なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株子の権方
及び取得の条件		
法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合 禁固以上の刑に処せられた場合 会社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合 権利承継者が死亡した場合 新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき 2 当社取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得する。 新株予約権の譲渡に関する事項 が 新株予約権者及び権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。 (代用払込みに関する事項 ・ 該当事項なし。 (対象のでは、対象をは、対象のでは、対象のでは、対象のでは、対象のでは、対象のでは、対象のでは、対象のでは、対象をは、対象ので		1 新株予約権者が、次のいずれかに該当した場合、会社は新株予約権者の新株
禁固以上の刑に処せられた場合 会社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合 権利承継者が死亡した場合 新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき 2 当社取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得する。 新株予約権の譲渡に関する事項 が 新株予約権者及び権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。 (代用払込みに関する事項 ・ 該当事項なし。 (対象の事項を対象を対象の事項を対象のを対象の事項を対象のを対象の事項を対象の事項を対象のを対象の事項を対象のを対象のを対象のを対象のを対象のを対象のを対象のを対象のを対象のを対象の	及び以侍の余件 	
ることを承諾した場合 権利承継者が死亡した場合 新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき 2 当社取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得する。 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権者及び権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。 代用払込みに関する事項 該当事項なし。		禁固以上の刑に処せられた場合
権利承継者が死亡した場合 新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき 2 当社取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得する。 新株予約権の譲渡に関する事項		
2 当社取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得する。 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権者及び権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。 代用払込みに関する事項 該当事項なし。 組織再編成行為に伴う新株予 該当事項なし。		権利承継者が死亡した場合
た場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得する。 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権者及び権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。 代用払込みに関する事項 該当事項なし。 組織再編成行為に伴う新株予 該当事項なし。		
新株予約権の譲渡に関する事 項 新株予約権者及び権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。 代用払込みに関する事項 該当事項なし。		た場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償
項 ることはできない。 代用払込みに関する事項 該当事項なし。 組織再編成行為に伴う新株予 該当事項なし。	- 新株文約歩の築海に即すっま	
組織再編成行為に伴う新株予は当事項なり		
		該当事項なし。
		該当事項なし。

(注) 1 新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社所定の様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとする。
- (2) 前記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、行使請求する新株予約権の個数に割当株式数及び 1株当り払込金額を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて上記「新株予約 権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合には、当社所定の方法により、当社の指定する証券会社に新株予約権者名義の口座を開設する。
- 2 新株予約権の行使の効力発生時期等
 - (1) 新株予約権の行使の効力は、新株予約権行使請求書が行使請求の受付場所に提出され、かつ、払込金が指定口座に払い込まれたときに生ずるものとする。
 - (2) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者に開設した新株 予約権者名義の口座に、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式を直接振替え、新株予約権 者は、指定金融商品取引業者が定める管理口座約款に従い、指定金融商品取引業者に株式を預託するもの とする。
- 3 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り 捨てる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
169,564,800	120,000	169,444,800

- (注) 1 払込金額の総額は、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本届出書提出日以降の株価変動の可能性に基づき算出した見込額である。
 - 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。
 - 3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する。

(2) 【手取金の使途】

今回の新株予約権の募集は、執行役等に対する報酬と当社の業績、株式価値との連動性をより一層高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として執行役等に新株予約権を割り当てるために行うものであり、資金調達を目的としていない。

なお、新株予約権の割当てに際し、払込みは執行役等報酬と相殺する形態を取ることから、執行役等に付与する 新株予約権の払込金額の総額のうち新株予約権の発行価額の総額169,483,200円については、払込みを要しない。

また、新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、払込みの金額及び時期は確定していない。したがって、手取金は、運転資金に充当する予定であるが、具体的な金額については、払込みのなされた時点の資金繰り状況に応じて決定する。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

第三部 【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第92期(自平成28年3月1日 至平成29年2月28日) 平成29年5月25日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第93期第1四半期(自平成29年3月1日 至平成29年5月31日) 平成29年7月14日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第93期第2四半期(自平成29年6月1日 至平成29年8月31日) 平成29年10月13日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第93期第3四半期(自平成29年9月1日 至平成29年11月30日) 平成30年1月15日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年 5 月23日)までに金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成29年 5 月25日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日(平成30年5月23日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

イオン株式会社 本店 (千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1) イオン株式会社 東京事務所 (東京都千代田区神田錦町一丁目1番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】